

# 令和6年度「もりおか広域工芸品商談会・工房見学会」開催事業に係る企画運営業務

業務仕様書

令和6年5月  
盛岡広域振興局

## 令和6年度「もりおか広域工芸品商談会・工房見学会」開催事業に係る企画運営業務仕様書

### 1 事業目的

盛岡広域振興局管内（盛岡市、八幡平市、滝沢市、零石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町のこと。以下「盛岡広域エリア」という。）の工芸品について、県内外での販路開拓等につなげることを目的に、県内外のバイヤーを対象に盛岡広域エリアにある工房の見学会を行うことで、県内外のバイヤーと盛岡広域エリア内の工芸品事業者との関係性を強化する機会を提供する事業を実施する。

### 2 委託件名

令和6年度「もりおか広域工芸品商談会・工房見学会」開催事業に係る企画運営業務

### 3 委託期間

契約日～令和7年3月21日（金）

### 4 委託事業内容

#### （1）工芸品商談会、工房訪問見学会の企画運営

ア 名称 令和6年度「もりおか広域工芸品商談会・工房見学会」

イ 開催時期 令和6年9月から12月のうち1日間以上

ウ 開催場所（見学先） 盛岡広域エリアの工芸事業者の工房等（3～4か所程度）  
(商談会) 盛岡広域エリアの工芸事業者（10者程度）

なお、いずれも需要が高い鉄器関係の工房を含めること。

エ 参加対象者 県内外の卸・小売事業者、飲食店、宿泊施設等20者程度の参加  
(県外5～7者を含む)

※県外バイヤーは、主に首都圏バイヤーとすること。

#### オ 留意事項

① 盛岡市内で開催される「北のクラフトフェア」との連携を図ること。

② 事業効果を高める企画があれば、予算額の範囲内で提案すること。

※見学先数及びバイヤー数は目安であり、条件ではないこと。

#### （2）実施結果の報告

委託業務の実施結果について、内容及び実施状況等実績が具体的に確認できるものを取りまとめ、委託者へ報告すること。

#### （3）バイヤー、出展事業者及び見学工房事業者へのアンケートの実施及び報告

工芸品商談会・工房見学会の参加者に対し、満足度や要望等に係るアンケートを実施し、結果を取りまとめ、委託者へ報告すること。

#### （4）その他

ア 業務の実施に当たり、受託者は、事前に実施計画書（実施時期、場所、内容を記載したもの。様式任意）を作成の上、委託者に提出すること。

イ その他、委託事業内容は別添設計書を参照のこと。

### 5 委託料の上限額

1,059千円（税込）

## 6 留意事項

契約に当たっては、企画提案の内容及びその後の協議に応じて仕様書を変更することがあること。

## 7 事業実績報告

この事業が終了した後、令和7年3月21日（金）までに、事業完了報告書（別途様式を指定）を作成し、提出すること。

その際、4(2)及び(3)に示す実施結果及びアンケート結果に関する報告書を添付すること。

## 8 契約に関する条件等

### (1) 再委託の制限等

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならないこと。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を委託者に対して書面で報告しなければならないこと。

### (2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 委託者は、本業務の履行につき著しく不適当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができること。

イ 委託者は、(1)イにより再委託を受けた者が本業務の履行につき著しく不適当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、ア又はイによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、委託者に対して書面により通知しなければならないこと。

### (3) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料並びにその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から委託者に移転すること。

### (4) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならないこと。契約終了後も同様であること。

### (5) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成13年岩手県条例第7号）及び個人情報の保護等に関する条例（令和4年岩手県条例第49号）を遵守しなければならないこと。

## 9 その他

(1) 本事業の執行に当たっては、隨時、委託者と協議を行うこと。

(2) この仕様書に記載のない事項については、委託者と受託者で協議の上、取扱い等を決定するものとする。

(3) 見積りに当たっては、別添設計書を参照のこと。